



Title	台湾嘉南平原における農家経営と土地利用：官田郷農会を対象として
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko; 朴, 紅 他
Citation	北海道大学農経論叢, 60, 79-87
Issue Date	2004-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11253">https://hdl.handle.net/2115/11253</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	60_p79-87.pdf



## 台湾嘉南平原における農家経営と土地利用

—官田郷農会を対象として—

坂下明彦・朴

紅・西村直樹

### Farm Management and Land Utilization in Chia-Nan Plain of Taiwan : A Case Study of Kuan-Tien Farmer's Association

Akihiko SAKASHITA · Hong PARK · Naoki NISHIMURA

#### Summary

Also in Taiwan, aging is advancing steadily like Japan ; many farms in which a successor does not exist. However, if the society has inheritance by equal distribution, succession of households does not become a problem. Even aged farmers have introduced new products, such as vegetables and water chestnuts. The Farmer Association is leading this policy. Along with the agricultural policy that aims at a high self-sufficiency rate for value-added products, establishment and development of a shipping association is promoted. Although the rice farming, which has lost profitability, is still maintained with the help of administrative measures, effective use of rice fields is an important issue for the future.

#### はじめに

WTO加盟により国内農業の再編の渦中にある台湾農業は、大きな転換点にあるといえる。かつて、米とサトウキビの「相剋」のなかで嘉南平原の15万haの大規模灌漑を担った「嘉南大圳」（嘉南農田水利会、戦後分割されて8.5万ha、さらに工業区の開発で7.8万ha）も、その土地利用は大きく変貌している（註1）。ここでは、その管内で二期作区の台南県の官田郷を対象として、現在の農家経営の様相とそのもとの土地利用の新しい展開を明らかにしてみる。第一には、農家の就業構造と均分相続による農地の細分化とその回復過程をめぐる土地所有関係であり、農村の基礎構造をスケッチする。第二には、1990年代以降進んでいる稲作経営からの転換を確認した上で、稲作そのものの生産構造と収益性、経営転換の核となっている産銷班の動向について明らかにする。

#### 1. 調査対象地域の特徴

対象とする官田郷は烏山頭ダム（1930年竣工）

の直下に位置し、その上流の曾文ダムの竣工（1974年）による大規模補水対策によって、かつての3年輪作の制約から逃れた水利の便に恵まれた地区である。耕地面積は3,855ha、水田が2,630ha、畑地が1,225haである（1997年）。このうち平坦部は二期作田が1,323ha、輪作田が479haであり、二期作が基本となっている。農家戸数は2,641戸で大きな変化はないが、一戸当たり耕地面積は1.6haである。農家人口は、1990年の11,424名から1997年には9,463名にまで減少している。

1990年から97年の作物の変化をみると（表1）、水稻は2,028haで殆ど変化はないが（註2）、サトウキビは325haから224haへとさらに減少をみせている。水田に湛水して栽培する菱の実は高級品であり、30年の歴史があるが、253haから395haへと拡大している。スイカの作付面積は減少傾向にあり（118ha）、野菜の作付面積の変動は激しい（59ha）。また、果樹ではオレンジが157ha、レモンが577haであり、畑地の主要作目となっている。

後に述べるように、こうした野菜・果実などの

表1 官田郷の土地利用の変化

単位: ha, t

	水稻	(単収)	サトウキビ	トウモロコシ	スイカ	野菜	菱	オレンジ	レモン
1990	2,033	6.12	325	466	219	71	253	138	529
91	2,218	5.40	351	499	165	48	269	172	527
92	1,263	5.40	370	537	124	21	277	167	534
93	2,248	5.30	333	445	115	52	290	148	582
94	1,225	5.35	277	445	156	31	298	171	589
95	2,219	5.50	234	302	84	63	296	152	570
96	1,342	5.45	244	250	94	41	319	169	584
97	2,028	5.65	224	195	118	59	395	157	577

注) 官田郷公所資料による。

増加は、農会（農村協同組合）の管轄下にある産銷班（農家の生産販売組織）の拡大を背景としている。1997年から98年にかけて、産銷班は18から23に増加している。トマト、ピーマン、キュウリ、苦瓜などの野菜産銷班が6班（167戸）、菱の産銷班が6班（136戸）、マンゴー・パパイヤの産銷班が5班（111戸）、花卉の産銷班が1班（12名）である。このほかに、養豚、酪農、羊乳などの畜産関係の産銷班が5班（79戸）ある。産銷班への参加数は、延べ505戸にのぼっている。

他方、郷内には1973年に200haの工業団地が設けられており、160社が稼働している。この影響で総人口は24,153名に増加しており、農家人口は郷人口の39%に減少している。つぎにみるように、農家経営主の兼業とは直接結びついていないが、経営主の次世代層の就業の場となっている。

以下では、10戸の農家調査をもとに、現状の農家経営の特徴を述べていく。

## 2. 農家の就業構造と土地所有の特徴

### (1) 家族構成と就業構造

表2は調査農家の家族構成を示したものである。経営主年齢は、10戸のうち40歳代が3戸、50歳代が4戸、60歳代が3戸であり、高齢化の進行は見られるものの地域全体から見ると比較的若いといえることができる。このうち、兼業を行っているのは40歳代の2名のみであり、しかも臨時的職種（建築会社と米の運搬）に就いており、一般的にも恒常的勤務は見られない。

同居次世代の息子がいるのは6戸のみであり、うち農業後継者は1名にとどまっている。67歳のNo6農家から56歳のNo10農家の6戸は次世代がほ

ぼ30歳代であり、同居次世代がいるのは半分の3戸で、残りは夫婦世帯となっている。この同居次世代夫婦はともに郷内で共働きをしている。他出次世代は、No6農家の長男が台北に他出しているのを除くと、県内での就職であり、しかも隣接郷鎮が多い。職種は、工業団地が多い。No7農家は次男に郷内の宅地を購入してやっている。近隣に居住する次世代は農繁期の休日には、農作業を手伝っている。

50歳のNo4農家から43歳のNo1農家までは、次世代は20歳代である。まだ独身が多く、同居しているのは2戸で、そのうちNo2農家に唯一の農業後継者が存在する。他出次世代は兵役と大学が多く、今後の居住先は不明である。

以上のように、台湾においては農村部に工業団地が建設されていることにより、雇用機会が多く大都市への転出は一般的に少ないということがいえる。そのことが、農繁期における高齢世帯の農作業を補完することになり、農業経営の存続に寄与している。ただし、工業団地は日本系の工場を含め、臨時的雇用が少なく、農家の経営主の就業場所としては機能していないことも重要もある。

### (2) 農地の相続と土地所有構造

つぎに、農地の相続と農地移動についてみてみよう（表3）。まず、現在の経営主の相続をみると、先代のほとんどは農地改革によって農地を取得しているが、その経営面積は150aから450aとなっていた。しかし、台湾では男子均分相続が一般的であるため、兄弟数によっても異なるが40aから200aの相続となっている。相続面積がわかる8戸の農家の分割前の経営面積の合計は2,118

表2 調査農家の家族構成

農家 番号	家族数	経営主世代		同居次世代(男)	その他同居	他出次世代			備考	
		年齢	兼業	兼業先		他出数	男他出	他出先		勤務先
No6	5	67, 60	なし	B37 農会販売部	b28 農会	4	A46	台北	貿易会社自営	
No7	4	65, 65	なし	A37 郷内工場	a32 工場勤務	4	B32	郷内	郷内工場	Bの自宅の土地を購入, 防除作業に参加,
No8	2	62, 59	なし			3	A35	台南	コンピュータ会社支店長	野菜産銷班長
No9	2	57, 59	なし			3	A36	二鎮村	自動車工場	長男・次男共に家持ち(援助),
							B32	二鎮村	繊維工場	休日には農作業を手伝う。
No5	4	57, 58	なし	A31 郷内アルミ工場	a 工場事務	3	B32	隣接地	郷内勤務	
No10	2	56, 56	なし			3	A36	県内	消防士(援農あり)	野菜産銷班長
							B33	県内	会社勤務	
							C26		兵隊	
No4	3	50, 48	なし	A27 郷内機械修理工場		2	B23		兵隊	
No2	6	46, 45	なし	B23 (後継者)		2	C21		兵隊	
				A25 郷内鋼線工場	Aの子供2人					長男は妻を亡くし, 子供2人と戻る
No3	5	46, 43	米運搬		父母, 長女	2	A20-B18	ともに台南	ともに大学生	
No1	5	43, 43	建築会社		父, 長女, 次女	1	A20	台北	美容室	

注1) 農家調査による。

2) 年齢は数え歳。Aは長男, Bは次男, Cは3男, 小文字はその妻。

表3 相続と土地所有

単位: a

農家 番号	農地 (全て水田)				現在の面積			家屋の相続		備考	
	先代の面積	相続年	相続形態	相続面積	その後の拡大	合計	所有	借入	相続		現在の状況
No1	330	1990	弟と分割	180	93: 150a 借 (4000元)	330	180	150	未了	弟は隣接地に居住	父名義の土地が100a
No2	未了			140	82: 69a 借, 97: 62a 借, 98: 50a 借	321	140	181	未了		
No3	160	1979	男2人分割	60	? : 253a 借 (5戸) (4,500元)	313	60	253	長兄は隣に居住		長兄は100a, 土地条件悪く, 子がいたため
No4	未了			40	250a 借 (3戸)	290	40	250	未了		
No5	450	1978	男3人分割	200	83: 32a (18万)	246	246	0	両親は末弟と同居		母の実家の名前を継承したため, 相続
No10	150	1969	男4人均分	40	83: 40a (12万) 兄, 83: 40a (10万) 弟, 90: 30a (15万) 末弟, 98: 30a (240万), ? : 36a 借 (4000元)	216	180	36	宅地200坪も4人で相続 (本人分80坪) 父は死亡前同居		
No9	230	1970	男3人均分	75	75: 57a (1万), 78: 31a (6.5万), 78: 10a (0.9万), 86: 45a (30万)	210	210	0	兄は古い家を, 次兄と本人で3合院を建てる		
No6	400	?	兄と均分	160	78: 11a (20万)	170	170	0	500坪分割せず	持ち分25坪, 兄は別荘に住む	
No7	180	1963	男3人均分	60	68: 30a (0.8万), ? : 14a (2万) ? : 60a 借 (兄の妻) (5000元)	164	104	60	次兄と本人は土地を買い, 末弟は父の上に住む		
No8	218	1961	男4人均分	52	86: 30a (5万), 89: 20a (18万)	102	102	0	「3合院」, 末弟は別	新築後も3家で1住 (14年間)	
合計	2,118			1,007		2362	1432	930			

注1) 農家調査による。

2) No2の借地料は1期作2,000元, 2期作菱が3,000元である。

3) 拡大の欄は [年次: 面積 a (10a 当たり価格, 万元)] であり, 借は借地 (10a 当たり小作料) である。

a であり, 分割後の相続面積の計は827a であるから, 減少率は61.0% である。その後, 購入により425a が, 借地によって930a が拡大されているが, 先代の経営面積のわかる8戸では, 2,118a から1,751a への回復であり, 分割による縮小は依然解消されていないといえる。この過程において, No10農家が4人兄弟での均分相続分を3人の兄弟から購入によって回復を図る動き, No7農家が兄の相続地を借入する動きをみせているが, 概して兄弟間の農地移動は少ない。

現在の経営面積は, 330a から102a までの開き

がある。階層性と経営主年齢には強い相関があり, No1農家からNo3農家までが40歳代, No4農家からNo9までが50歳代, No6農家からNo8農家までが60歳代となっている。また, 2.5ha 以上層においては借地による拡大傾向が見られ, それ以下の層では購入によるものが多い。地価は1980年代には10a 当たり10万円を超える水準にあり, 売買による拡大は限定的であり, 1986年には30万円という高地価が出現している。とはいえ, 全国的にも借地率は6.4%に過ぎず, 4.0~5.0ha 層で16.3%, 5.0~10.0ha 層で21.5%を占める程度である(註

3)。借地料水準が米価の下落にも関わらず、10a当たり4,000～5,000元と高い水準にあること、後に見るように作業毎の受託関係が広範に形成されていることが、借地展開を阻んでいるといえる。

もう一つ注目されるのは、家屋の相続である。No1農家とNo3農家では兄弟が隣接して居住しており、No10農家、No9農家、No6農家およびNo8農家では宅地は共同相続し、伝統にしたがって「四合院」といわれる共同住宅を建て、居住している。農業経営としては個々に存在するものの、生活においては血族意識がきわめて強いといえることができる。確認はしえなかったが、手間替えなどの労働面における共同は頻繁に行われていると考えられるのである。

### (3) 農地の分散化と基盤整備

嘉南農田水利会の管轄区域においては、1974年の曾文ダムの竣工以前は、3年2作(水稻-サトウキビ-雑作)のブロックローテーションが行われており、水稻作を継続するためには3つのブロックに農地を保有する必要があった(註4)。そのため、分散保有が奨励されさえしていた。こうした歴史的背景に加え、均分相続とそれに続く小規模な農地移動が行われたため、農地の分散性は非常に高くなっている。基盤整備事業は、1964年(300ha)と1986年(290ha)に行われているが、交換分合は行われず、その整備率も低い。

表4は、農家の圃場数を示したものである。基盤整備が全面的に実施されているのは、No1農家とNo9農家のみである。しかし、交換分合は行われておらず、圃場の大きさも不均一である。圃場枚数は、2.5ha以上層では7～8団地、それ以下では2～5団地であり、ほぼ経営規模に対応している。こうした農地の分散と基盤整備の未実施のため、特に後者の場合には農道がないために、機械作業については相互調整が必要とされる。こうしたケースは一般的であるため、相互の圃場の通過は慣習化しており、作業委託の場合にも同様である。そのため、作業委託料金も同一となっている。

野菜作導入に伴い、水利用の調整も必要とされているが、比較的スムーズに行われている。No3農家の事例で説明すると以下の通りである。No3

農家は圃場整備を実施した圃場1(20a)と実施されていない圃場2(82a,3区画)とを保有しており、両圃場ともに野菜を作付けしている。圃場2は、用水が掛け流しであるため、上・下流の耕作者との調整が必要である。No3農家が野菜を作付けるためには、連坦圃場の下流のB農家のために圃場の端に水路を取りつける必要がある。また、No3農家が後作(冬作)に野菜をつくり、第一期作の稲作の耕起・代掻や田植えが遅れた場合には、上流のA農家への補償を行う必要がある。作業受託者が簡易道路を作って作業を行い、No3農家が費用負担を行うケースもある。こうした場合に、ほとんどトラブルは発生せず、台湾の農村が調整型の社会であることを示している。

また、圃場整備が行われていない圃場2の場合には、1997年の区画分割は20a, 52a, 10aであったが、野菜の作付のために畦の付け替えを行い、1998年の区画分割は25a, 35a, 22aとなっており、区画の移動は簡易である。

以下では、こうした農家の就業構造と土地所有関係のもとで、土地利用がいかなる変化をみせているかを明らかにしておこう。

## 3. 土地利用の変化と転作産銷班の形成

### (1) 野菜の導入と土地利用の変化

まず、水田利用の基本となる水利の管理からみておこう。水利の実際の管理は農田水利会の工作站(支線管理部門)が行っており、連絡は水利小組とそれに附属する3つの班を通して行われる(註5)。官田村は全て二期作区に属しており、一般的には通水は第一期作が12月下旬、第二期作が7月1日であり、水稻の作付けはそれにしたがって行われている。第一期作の収穫は年によって異なるが、1997年は5月中から下旬、1998年は4月下旬から5月上旬である。第二期作は、1997年が9月下旬から10月上旬、1998年が9月中旬から11月上旬であった。第二期作後(後作)には従来「油菜子」(チンゲンサイ)が緑肥として作付けされ、第一期作の耕起時に鍍込まれていた。

こうした2期作体系のなかに野菜作が導入されていく。野菜の導入は、1993年頃から始まり、当初は第二期作で行われ、それが延長されて裏作(冬作)に及んでいる。第1期作への導入は、裏

表4 農地の分散状況

単位：a

農家番号	基盤整備		団地別面積 (圃場枚数)								野菜導入圃場							
	面積	団地数	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5	No 6	No 7	No 8	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5	No 6	No 7	No 8
No 1	330	8	?	40(4)	40(1)*	13(1)*	26(1)*	100(3)*	44(1)*	40(3)*	23(1)*	○	○	○	○	○	○	○
No 2	321	8	なし	28(2)	57(4)	22(2)	24(2)	13(1)	69(2)	62(3)	50(3)	○	○	×	○	○	○	○
No 3	313	7	未了	61	35	60	25	27	60	45		○	○	○	×	×	○	
No 4	290	未了	未了									未了						
No 5	246	7	未了	40	10	15	38	70	41	32		×	○	×	×	○	×	
No10	216	5	未了	30	36	70	50	30				菱	○	×		蓮		
No 9	210	5	1985	57(1)*	31(1)*	25(1)*	60(3)	45(1)*				未了						
No 6	170	3	1974	60(1)*	50(3)	60(3)						×	○	×				
No 7	164	未了	未了									未了						
No 8	102	2	購入前	82(3)	20(1)*							○	○					

注1) 農家調査による。

2) 団地の数字は面積 (a), 括弧内は枚数, \*は基盤整備済みを示す。

表5 調査農家の野菜導入の実態 (1998年)

単位：a

農家番号	水田面積	水 稲		野 菜						作 目 別 面 積								
		1期	2期	1期	2期	後作	合計	1期	2期	後作	トマト	ピーマン	キュウリ	菱	その他			
No 1	330	273	56			172	172		ピ84,パ33,キ38,ト17				17	84	38		33	
No 2	321	213	144		112	162	122	396	ト62,キ50			ピ85,キ37	50	85	37		112	
No 3	313	240	198		73	115	188	188	ハ30,ピ28,ト15			キヤ15	50	65	28		45	
No 4	290	290	290				0	25										
No 5	246	246	246			25	25	25					15		10			
No10	216	70	70		146	146	292	292	ハ80,菱30,ト18,ピ18			ハ116,菱30	18	18			60	196
No 9	218	218	105			113	113	113				菱113					113	
No 6	170	170	140			28	28	28				ト20,ピ8	20	8				
No 7	164	100	164		30		30	60	ト30			キ30	30				30	
No 8	102	102	30			60	120	120				ト25,ト・ピ35	35	25	60			
合計	2,370	1,922	1,443		361	821	212	1,281					235	285	203	285	274	

注1) 農家調査による。

2) No 4 は育苗農家, 1期作育苗80a, 2期作育苗40aである。

3) トはトマト, ピはピーマン, キはキュウリ, ハはパパイヤ, ハは「蓮の実」, キヤはキャベツを示す。

4) -は調査未了を示す。空欄はなし。

作における収穫が遅延して田植えが困難になったことから行われたが、当初は技術的問題があったが1996年頃から安定してきている。ただし、台風シーズンであるため賭博的要素が強い。野菜作のほとんどは、産銷班の班員によって作付けられている。

表5は、1998年時点での調査農家 (No 9は調査未了) の作付状況を示している。調査農家のトータルでみると、水稲の作付割合は第1期作が最も高く79.2%であり、第2期作では62.2%となっている。逆に野菜作は第2期作が708a, 第1期作が361a, 後作が212aとなっている。第1期作において後作以上に野菜の作付けが多いのは、蓮の実 (100a) や菱 (30a) といった湛水を行う土地利用型の作物が導入されていることによる。野菜の品目では、トマト、ピーマン、キュウリなどの果菜類がそれぞれ200a前後で中心的品目となっており、これに菱172aと蓮の実226aという水田作物が続く構成となっている。

野菜の導入を経営規模別にみると、No 4農家以

外はほぼ全戸で野菜導入がみられるが、特に300a以上の40歳代の農家 (No 1~No 3) で面積が多くなっており、ネットハウスのキュウリ栽培を行っているNo 1農家を除き、通年栽培となっている。No 2農家の作付面積が大きいのは土地利用型の菱 (112a) が導入されているためである。それ以外の農家は、蓮の実と菱 (196a, 60a) を導入しているNo10を除くと、第2期作ないしそれに加えて裏作期間での野菜作が一般的であり、面積も100a未満である。ただし、No 8については息子が農会の野菜担当職員であるという特殊事情がある。

## (2) 稲作生産と受託組織

こうした中で、稲作がいかなる位置にあるかをみていこう。稲作は、減反政策が1984年から97年まで行われており (第1期), その面積は200haであった。その後、第2期として1997年7月から2001年まで減反が継続されている。この基礎給付額は10a当たり27,000円であり、30ha以上の集

表6 稲作の作業委託・収量・販売

農家番号	育苗	耕起	代掻	田植	防除	収穫	乾燥
Na1	△	△	△	◎	○	△	?
Na2	△	△	△	△	○	△	-
Na3	△	△	△	△	○	△	-
Na4	◎	△	△	△	○	△	○
Na5	△	△	△	△	○	△	-
Na10	△	△	△	◎	○	△	○
Na9	△	△	△	△	○	△	○
Na6	未了						
Na7	△	△	△	△	?	△	-
Na8	△	△	△	△	○	△	-

注1) 農家調査による。

2) △は委託, ○は自力, ◎は受託, -はなしを示す。

表7 Na9の経営展開史

年次	1970 1971相続	1980 1985区画整理	1990
農地購入	71Y 75a	75Y +57a 78Y +31a, +10a	84Y +45a
所有地計	75a	132a 173a	218a
経営形態	2期作+トマト(台湾カゴメの契約栽培) → 2期作 +トウモロコシ(飼料) 牛車による糠瓦運搬(年100日)		92Y → 養を導入
耕起・代掻	牛耕 76Y耕転機	80Y小型トラクター → 85Y作業委託(中型トラクター 3000cc→9000cc)	
育苗・田植	手植え (共同田植え(4~5戸固定)「伴工」)	84Y田植機→86Y田植機委託(4条) (2条、三袋)(村の農家、4戸、4台)	(6~8条) (8戸、8台)
防除	背負い(自己)		動噴(自己)
収穫	手刈り 71Y バインダ委託 → 76Y コンバイン3条委託 (村の農家、4戸、4台)		(6条) (2戸、2台)
乾燥	コンクリートの乾燥場	83Y 乾燥機(3,000kg)	93Y 乾燥機(4,500kg) (兄を手伝う程度)

注) 農家調査による。

団転作においては4,000円を上積みするというものになっている。

稲作部門の特徴は、防除を除くほとんどの作業が委託作業に依存している点である。表6は調査農家の作業受託状況を示しているが、調査未了のNa6を除くと、育苗受託を行っているのはNa4農家(1983年から育苗センター、第1期作マット苗12万箱、第2期作同5万箱)のみ、耕起・代掻作業は全ての農家が作業委託、田植はNa1農家(20ha)とNa10農家(30ha)が作業受託、収穫

も全て作業委託である。自家労働は防除作業とNa4農家、Na10農家、Na9農家の乾燥作業のみとなっている。

台湾における作業受委託関係の展開は、全国的にも確認することができる(註6)。1995年センサスによると、委託面積率は、育苗が97.0%、耕起が97.1%、田植が91.1%、防除が15.8%、収穫が98.5%、乾燥が70.6%にも及んでいるのである。

稲作の機械化の展開と作業の外部化について、

表8 対象地域の野菜・菱産銷班の販売実績 (1997年) 単位: 戸, ha, 元

	野菜産銷班			菱角産銷班		
	官田	中脇	湖山	官田	湖山1	湖山2
設立年次	1989	1992	1993	1997	1993	1998
班員戸数	32	24	30	37	24	20
経営面積	45.11	39.07	47.54	29.43	24.10	11.60
キュウリ	264,350	311,996	261,858			
トマト	4,406,954	3,647,144	2,923,618			
ピーマン	1,535,248	2,233,941	517,415			
花キュウリ	8,187,593	4,729,037	427,835			
菱				8,826,778	7,183,793	2,300,156
合計	14,394,145	10,922,118	4,130,726	8,826,778	7,183,793	2,300,156
班員当り	449,817	455,088	137,691	238,562	299,325	115,008

注) 産銷班資料 (官田郷農会) により作成。

表9 調査農家の販売実績 (1997年度)

単位: 元, %

農家番号	初	菱	キュウリ	トマト	ピーマン	花キュウリ	野菜計	その他	初以外計	合計	転作依存率
No 1	408,000		52,400	65,392	332,630	1,289,640	1,740,062	400,000	2,140,062	2,548,062	84.0
No 2	393,000	469,287	5,120	272,070	42,867	580,770	900,827		1,370,114	1,763,114	77.7
No 3	358,000		17,260	343,470	189,599	247,500	797,829	60,000	857,829	1,215,829	70.6
No 4	4,301,000						0		0	4,301,000	0.0
No 5	462,000		13,380	221,546	14,389	174,955	424,270		424,270	886,270	47.9
No10	140,000		1,440	418,300	77,460		497,200	160,000	657,200	797,200	82.4
No 9	323,000	571,938					0		571,938	894,938	63.9
No 6	330,000		5,620	256,692	140,340	146,680	549,332		549,332	879,332	62.5
No 7	264,000		16,240			259,900	276,140		276,140	540,140	51.1
No 8	164,000			176,636		29,040	205,676		205,676	369,676	55.6

注1) 菱・野菜は産銷班資料 (農会) による。初は10a=10,000元, その他は聞き取りによる。

2) No 4 は苗販売額を試算。

No 9 農家を事例として年表風に示したのが表7である。1970年代は、耕起が牛耕から耕耘機に転換する時期であるが、共同田植えは存続し、収穫はコンバインが導入されて早期に受託体制が形成される。1980年代になると耕耘機が小型トラクタに転換し、2条の田植機も導入される。この農家の場合には1985年の区画整理が転機となり、これ以降、耕起・代掻 (村内の中型トラクタ所有者)、育苗 (センター)、田植え (村内の4条田植機所有者) が委託に出されるようになり、自家労働によるものは乾燥と1992年に導入された菱の作業のみとなっているのである。

こうした体制のなかでの水稻の10a 当たり農業所得を試算してみると、粗収入が10,000元に対し、経営費は種苗費750元、肥料費が1,500元、農薬費が1,000元、賃借料および賃金が2,625元 (田植・代掻900元、田植550元、収穫900元、運搬料275

元) となり、経営費計は5,875元となる。これには施設等の減価償却費や小作料を含んでいないが、差し引きの農業所得は4,125元となるのである。10a 当たり小作料は4,000~5,000元であるから、借地ないしは農地購入費の償還があれば収益はほとんど生まれないことになるのである。

### (3) 産銷班による野菜・菱の導入と農家経済

こうした状況のなかで、野菜の導入は農家経済にとって決定的な意味を有することになる。ここでは、その組織的基盤となっている産銷班についてみていこう (註7)。

#### ①官田村の野菜産銷班の事例

官田の野菜産銷班は1989年に設立されており、その後中脇、湖山などの産銷班が1990年代前半に設立され、官田郷農会による共同運銷事業は拡大をみせている。この産銷班は当初7戸から出発し

たが、2年間で32戸にまで増加をみせ、以後安定的に推移している(表8)。産銷班設立の契機は、7戸の農家が自主的に野菜栽培を開始し、栽培技術と販売経路について農会に相談したことにある。技術については改良所の技術員が対応し、販売については農会の斡旋により台北卸売市場に出荷する体制が確立した。選別は個選であり、特・優・良の三段階で庭先選別され、集荷場に搬入される。市場までの運送は地元の私営運送会社に委託し、台北の農産運銷会社の果菜市場に販売している。産銷班は、月1回の「班会」を開催し、栽培技術、病虫害のチェックを行い、新品種の導入をはかっている。また、集荷場への農家の搬入時に立会し、選別・包装のチェックを抜き打ち方式で行う。これは事前に会員の畑を巡回し、チェックされた農家に対し行われている。

1997年の作付状況は、トマト15ha、花キュウリ10ha、ピーマン10haであり、1998年からは、減農薬栽培(GAP)を開始している。1997年の販売は、花キュウリとトマトが主力であり、それぞれ819万円、441万円の売り上げがあり、合計では1,439万円となっている。班員1戸当たりの販売額は45万円であり、他の産銷班と比較しても高いレベルにある。

## ②湖山村の菱角産銷班の事例

湖山菱角産銷一班は、1993年に設立されている。農家から提案して、農会が設立を承認するという経過をとり、自立性の強い産銷班である。班員数は24戸で、設立当初から変化はない。米価が下落する中で経営転換を野菜に求めたが、粘土質の土壌のために野菜の作付けが困難であったことから、官田郷が奨励していた菱の導入に踏み切った。官田郷での菱栽培の歴史はふるく、東庄、西庄では30年の歴史があり、仲買人も多数存在する。湖山村での菱の導入は1988年である。設立の目的は主に販売対策にあり、仲買人の買いたたきを防止することにあった。

集荷場は、最初2年間は家屋の賃貸によったが(賃借料は農会補助)、その後、湖山の野菜産銷班と共用の集荷場を建設し、冷蔵庫5坪、倉庫20坪を設置した(農会の100%補助)。農家は収穫後、洗い場に出荷し、各自が洗浄した後で選別して品質チェックを行い、共同出荷している。1997年の

作付面積は24.1haであり、1戸当たり面積は1haである。販売総額は718万円であり、1戸当たりのそれは30万円である。

以上の集団的な取り組みによって、農家の販売収入における野菜・菱の割合は大幅に増加をみせている(表9)。育苗センターを経営するNo4農家の430万円を除き、稲作収入は15万円～40万円に過ぎない。それに対し、2戸の菱農家(No2, No9)は50万円程度の粗収入を上げている。野菜販売については、最高がNo1の174万円であり、No3農家までの3戸は80万円以上の収入を上げている。また、中堅クラスが50万円前後、小規模層でも20万円の収入となっている。

このように対象農家は、1990年前後の新規作物の導入にもかかわらず、産銷班による技術習得と農会の斡旋による共同運銷により、米価下落の中で経営転換に成功し、一定の成績を収めているといえることができる。

## おわりに

台湾においても着実に高齢化が進行しており、全国平均で経営主の平均年齢は55.7歳、専業農家においては61.5歳と、60歳を越えるに至っている。また、農業の後継者なしが54.1%、専業においては85.6%を数える(1995年センサス)。しかしながら、均分相続が一般的な社会にあつては家の相続は最初から問題にならず、一定の高齢者であっても新たな挑戦として「定年」までの野菜・菱などの導入が試みられている。これを先導しているのが農会であり、高附加価値的な農産物の自給向上をめざす農政ともあいまって、産銷班(出荷組合)の設立・育成が進展している。このことによって、収益性の下がった稲作が地力対策的意味を併せ持って維持されており、これは各作業の外部化に依っている。こうした体制が作られることによって、新たな水田の土地利用のあり方が模索されているのである。

こうした展開は、韓国においてもかたちは異なるとはいえ一定の進展をみせており(稲作の自小作展開と作業委託、野菜の進展と作目班の形成)、東アジア農業に共通した高齢化に対応した地域的な取組として注目される(註8)。

【付記】本論文は、科学研究費国際学術研究「WTO体制下の東アジア農業の動向と農村協同組合の再編」（1997～99年 研究代表 太田原高昭）による1998年12月の調査にもとづいている。調査に当たっては官田郷農会ならびに農家の皆さんにお世話になった。記して感謝申し上げる。なお、本論は1999年3月の北海道農業経済学会で個別報告を行ったが、事情により発表が遅れてしまったことをお詫びする。

#### 註

- (1) 戦前の嘉南大圳については、徐照彦[1975]pp. 114～118ならびに東海林稔ほか [1933] を参照のこと。
- (2) 1992年, 94年, 96年の減少は配水制限による。台湾の水利組織は農田水利会であるが, 1992年からは100%国家補助によって水利費が支払われている。水利規制は行政が担当しており, 渇水時には工業用水確保のために強制的に配水制限が行われることがある。その際には, 補償金が支払われる（嘉南農田水利会での聞き取りによる）。
- (3) 『1995年農林漁牧業調査報告』3-1巻による。
- (4) 前掲東海林 [1933] を参照のこと。
- (5) 水利小組長には2,000元の月給が支払われ, 水路掃除は出役者を小組長が指定して, 水利会から500元の日当が支払われる。
- (6) 註(3)の資料に同じ。
- (7) 産銷班の機能については, 朴紅 [2003] ならびに坂下ほか [2000] を参照のこと。
- (8) 糸山ほか [2001] を参照のこと。

#### 【参考論文】

- (1) 東海林稔・財津亮蔵 [1933/34] 「嘉南大圳の通水後に於ける土地利用状況に関する考察」『台湾農事報』322～327号
- (2) 徐照彦 [1975] 『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会
- (3) 坂下明彦・朴紅・太田原高昭 [2000] 「台湾における郷村型農会の事業構造」『農経論叢』56集
- (4) 朴紅 [2003] 「台湾の青果物産地における産銷班の性格変化」『北海道農業経済研究』11巻1号
- (5) 糸山健介ほか [2001] 「韓国中山間地における農業構造の特質」『農経論叢』57集